

令和8年度 指名停止措置状況

指名停止事業者名	所在地	指名停止の期間		指名停止の理由	要領適用条項
株式会社大林組 名古屋支店	名古屋市東区東桜1-10-19	自:8.4.10 至:8.5.9	1月	株式会社大林組は、同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付けで同社及び同社社員2名が鵜沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けたため	要領別表第3第7号